

会津都市計画地区計画の決定（会津若松市決定）

会津都市計画一ノ堰村西地区計画を次のように決定する。

名 称		一ノ堰村西地区計画		
位 置		会津若松市門田町大字一ノ堰字村西、字土手内及び字土手外の各一部		
面 積		約 1.6ha		
区域に関する整備・開発及び保全	地区計画の目標	本地区は、本市の市街地の南西端に位置し、地区の東側は国道118号西バイパス（都市計画道路西部幹線）に、南側は一般県道会津若松会津高田線（都市計画道路門田本郷線）に接する交通利便性の優れた地区である。また、本市の伝統産業である漆器産業の関連企業が集積する漆器工場団地が立地する区域内に位置づけられている。地方経済が停滞する現状において、本市を代表する地場産業のひとつである漆器産業の更なる振興を図る必要性が高まっていることから、当該地区を含む漆器工場団地における製造品等の販売促進等を支援し、当該地区の沿道サービス地区としての適正な土地利用を図るため、地区計画を策定し、周辺環境と調和した良好な沿道地区の形成を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針	周辺地域の土地利用に対し良好な環境を維持しながら、漆器製造業が主に集積する漆器工場団地における製造品等の販売促進等を支援する沿道地区として適正な土地利用を推進する。		
	建築物等の整備の方針	周辺環境と調和した良好な沿道地区としての形成を図るため、建築物等の用途を制限し、壁面の位置や、意匠形態について規制する。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路（W=5.5～6.5m、L=約340m） 計画図表示のとおり	
	地区の区分	区分の名称	沿道サービス地区	
		区分の面積	約 1.6ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の前日に現に存する建築物において、増築、改築、大規模な修繕、又は大規模な模様替えがなされる場合はこの限りでない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 (2) 兼用住宅 (3) 公衆浴場 (4) ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 (5) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 畜舎、自動車教習所	
		壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離は、次に定めるとおりとする。 (1) 道路境界線までの距離は1.5m以上 (2) 隣地等境界線までの距離は1m以上	
建築物等の形態又は意匠の制限		1. 建築物等の形態及び意匠は、周辺環境との調和に配慮したものとする。 2. 建築物等の色彩は、周辺環境と調和した落ち着いた色調とし、会津若松市景観基準色を基調とする。 3. 広告物の形態、意匠、色彩及びその他の表示方法は、美観風致を損なわないものとする。		
備 考				

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区計画は、漆器製造業が主に集積する漆器工場団地における製造品等の販売促進等を支援する沿道サービス地区として適正な制限を定め、良好な沿道地区の形成及び周辺環境との調和に資するため決定しようとするものです。